

中山間地域等直接支払制度 棚田地域振興活動加算について

滋賀県 農政水産部 農村振興課

棚田地域振興法について

棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域における人口減少、
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に
直面

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンシェルジュ

棚田地域振興活動加算について

① 棚田地域振興活動加算（新設）

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、**棚田地域の振興を図る取組**を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価：10,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

棚田地域振興活動加算について

中山間地域等直接支払交付金実施要領運用 第8の2 (棚田地域振興法に基づく制度の運用に関するガイドラインにより一部、加筆)

棚田地域振興活動加算の「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実情に応じて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。

また、アからウの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、集落機能強化(人材の確保を含む)および生産性向上の取組を含めるとともに、棚田地域振興法 第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

棚田地域振興活動加算について

- ・ 認定棚田地域振興活動計画は、棚田地域振興法 第10条第3項の規定に基づき、各地域協議会で策定され、市が国に申請して認定を受けた計画。
- ・ 本審議会でお示しする、「棚田地域の振興を図る取組」は、上記活動計画の目標から選別して設定したもの。
(実施要領において「整合を図る」とされているため)

棚田地域振興活動加算について

ア. 棚田等の保全

棚田法面の補修等（以下、棚田法ガイドラインより）、耕作放棄の防止・削減、担い手の確保、生産性・付加価値の向上

イ. 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ. 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

指定棚田地域の指定状況

★ 5市12地域

(指定は昭和25年当時の市町村単位)

● 指定棚田地域 (見込含)

- ・ 大津市：仰木村
- ・ 高島市：剣熊村、西庄村、百瀬村
朽木村、高島町
- ・ 高島市 (大津市)：小松村
- ・ 栗東市：金勝村
- ・ 甲賀市：大野村
- ・ 日野町：南比都佐村、東桜谷村
西大路村

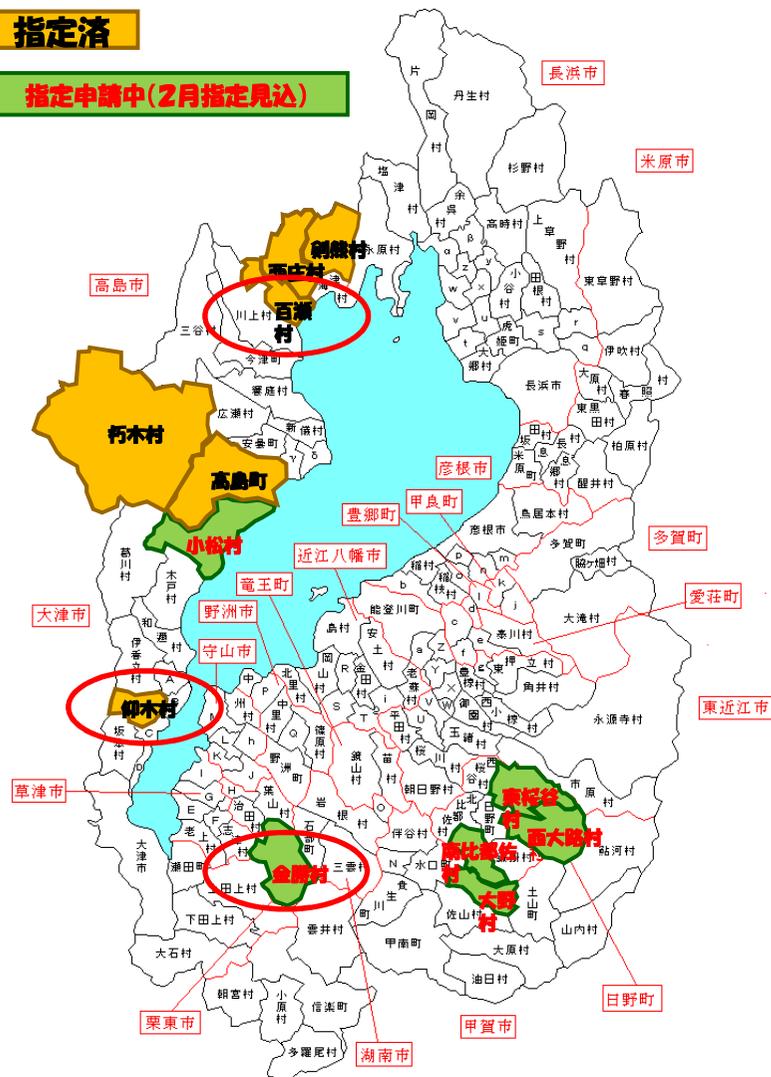
● 内、棚田地域振興活動加算取組

- ・ 大津市：仰木村
上仰木・辻ヶ下第2集落協定推進会
上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会
- ・ 高島市：百瀬村
森西集落協定
- ・ 栗東市：金勝村
走井中山間地支援集落協定

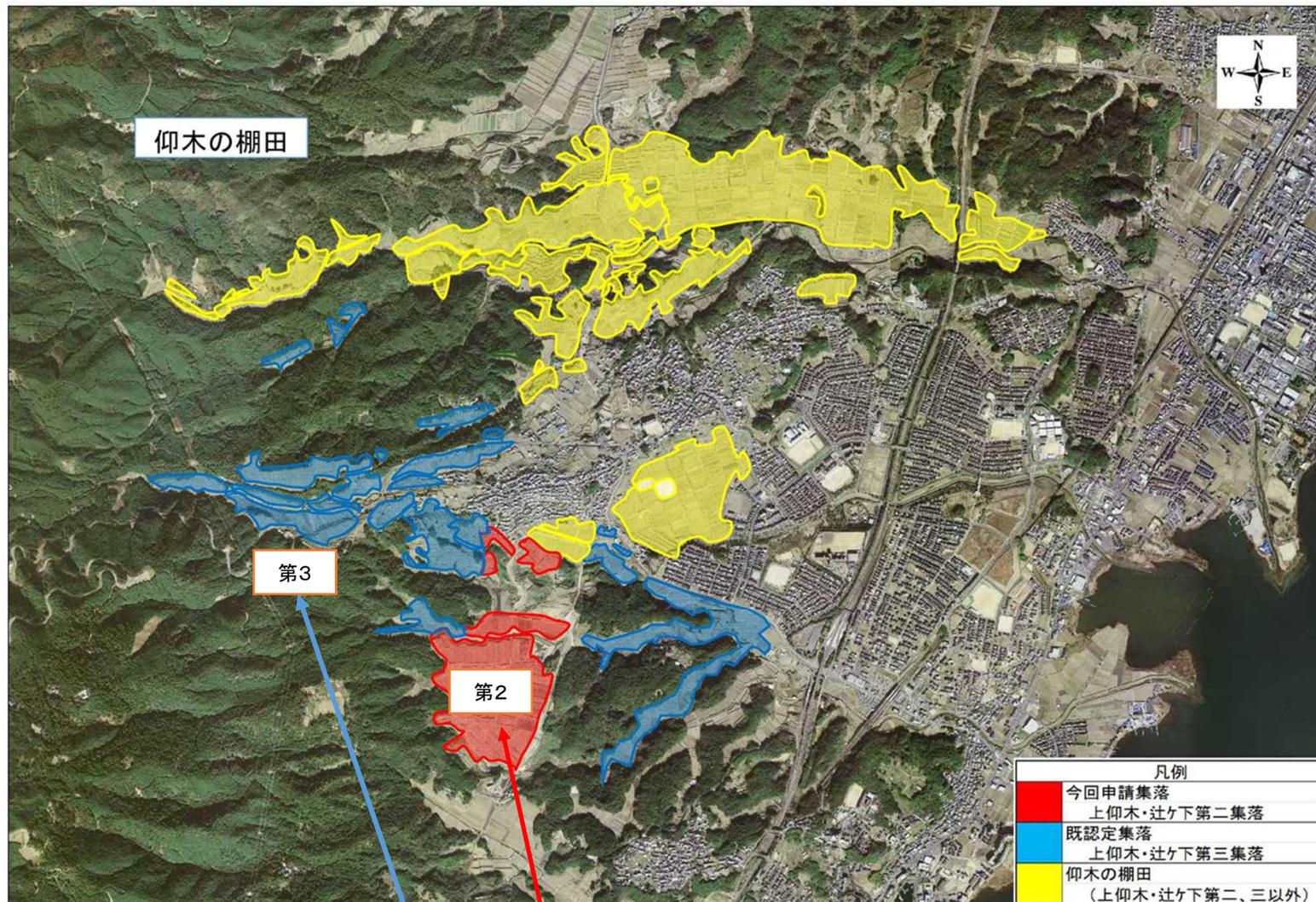
昭和25年 滋賀県市町村図

指定済

指定申請中(2月指定見込)



(大津市) 上仰木・辻ヶ下第2集落協定推進会
上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会



上仰木・辻ヶ下第2集落協定推進会 (加算面積 25.99ha)
上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会 (加算面積 40.33ha)

(大津市) 上仰木・辻ヶ下第2集落協定推進会

● 加算面積 25.99ha (期間R3~6年)

・目標は定量的に定め、達成の必要があるため、国と協議の上作成

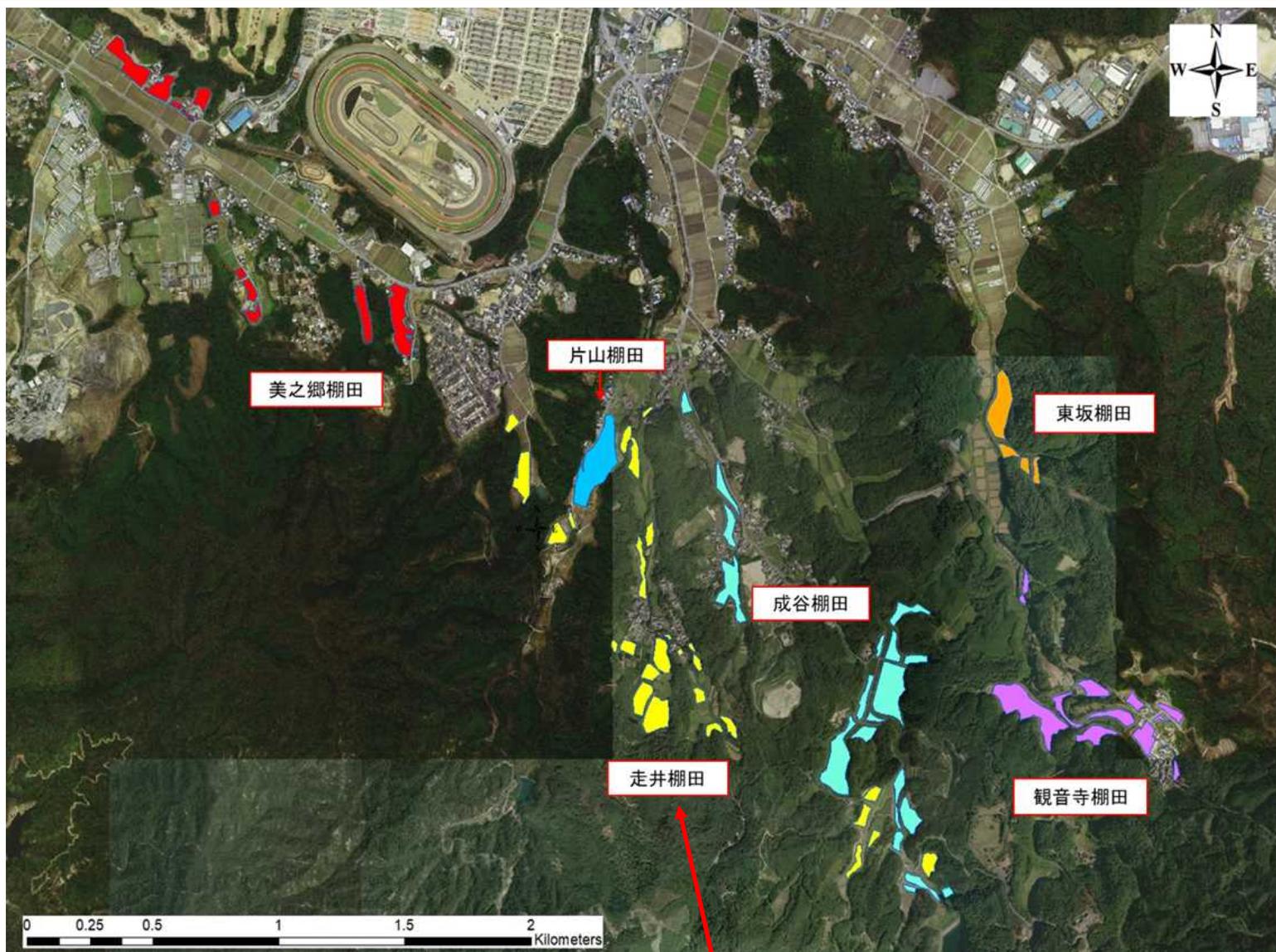
項目	細目	目標	加算要件
ア 棚田等の保全	担い手の確保	令和6年度までに、現状1人の認定農業者が担い手として存在しているところを、新たに1人確保し2人の認定農業者とし、さらに、新たに集落営農組織を立ち上げることで、継続的な営農を図り棚田を保全する体制を強化する。	集落機能強化(人材の確保を含む)
	生産性・付加価値の向上	令和6年度までに、地区の農地集積率を8%から17%に増加させる。	生産性向上
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	良好な景観の形成・伝統文化の継承	令和6年度までに、地域の景観づくりを進め、ビューポイントを2カ所選定するとともに、仰木村棚田の歴史文化を伝える企画を年1回開催し、20人の参加を確保する。	棚田の価値を活かした活動
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	6次産業化の推進	令和6年度までに、地区内の棚田米を使った麴を活用した味噌を年間40kg製造し、販売する。	生産性向上

(大津市) 上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会

●加算面積 40.33ha (期間R2～6年)

項目	細目	目標	加算要件
ア 棚田等の保全	生産性・付加価値の向上	令和6年度までに、上仰木地区の棚田で 農業用ドローン を1台導入し、実施可能な5haの耕作地で生育状況の管理を行いながら、適時適切な施肥と防除を実施する。	生産性向上
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	自然環境の保全・活用	上仰木地区の棚田で小学校・高校等の学生の 農作業体験 を、現状の年間4回開催、延べ40人の参加であるものを、令和6年度までに年間延べ7回開催し、延べ110人の参加を確保する。	棚田の価値を活かした活動
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	関係人口の創出・拡大	令和6年度までに、 成安造形大学のフィールドワークと連携 した活動を年平均3回開催する。	集落機能強化 (人材の確保を含む)

(栗東市) 走井中山間地支援集落協定



走井中山間地支援集落協定 (加算面積 10.12ha)

(栗東市) 走井中山間地支援集落協定

●加算面積 10.12ha (期間R3～6年)

項目	細目	目標	加算要件
ア 棚田等の保全	耕作放棄の防止・削減	令和6年度までに 棚田保全 に取り組む人数を9人から11人に増加させる	集落機能強化 (人材の確保を含む)
	生産性・付加価値の向上	令和6年度までに 自走式草刈り機 を1台以上購入し、新たに1haの棚田で活用することで作業効率の向上につなげる。	生産性向上
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	自然環境の保全・活用	令和6年度まで、一般の方を対象として田植えや稲刈りなどの 農業体験 を新たに年2回以上実施し、のべ100名の参加者を確保する。	棚田の価値を活かした活動
		令和6年度まで、自然ふれあいイベントとして 蛍の鑑賞会 等を新たに年1回以上実施し、のべ20名の参加者を確保する。	棚田の価値を活かした活動
	良好な景観の形成	令和6年度までに走井棚田周辺に 紫陽花 を新たに300本植栽する。	棚田の価値を活かした活動
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	棚田を観光資源とした地域振興	令和6年度までに桃、無花果、ブルーベリーを中心とした 観光農園 を立ち上げ年間30名の来場を確保する。	棚田の価値を活かした活動

(高島市) 森西集落協定



森西集落協定 (加算面積 8.42ha)

(高島市) 森西集落協定

●加算面積 8.42ha (期間R3~6年)

項目	細目	目標	加算要件
ア 棚田等の保全	生産性・付加価値の向上	令和6年度までに森西棚田で 自走式草刈り機 を導入する等して、共同で行う草刈り等の面積を3,000㎡増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自走式草刈り機の導入 1台→2台 ・共同で行う草刈り等の面積 (延べ) 12,400㎡ → 15,400㎡ 	生産性向上
イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	農産物の供給の促進	令和6年度までに 棚田ブランド(米) の年間販売量を、120kg増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・棚田米の販売量(年間) 120kg→240kg 	棚田の価値を活かした活動
	自然環境の保全・活用	令和6年度までに森西棚田で大学生等へ 農業体験等地域学習の取組 を開催し、延べ10人の参加を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学生等に向けた農業等地域学習の開催 (延べ) - → 1回 ・学生等に向けた農業等地域学習の参加者 (延べ) - → 10人 	棚田の価値を活かした活動

(高島市) 森西集落協定

●加算面積 8.42ha (期間R3~6年)

項目	細目	目標	加算要件
ウ 棚田を核とした棚田地域の振興	関係人口の創出・拡大	令和6年度までに都市住民に“田舎暮らし”体験ができる場を提供し、併せて集落内交流の場を年間2回設け延べ120人の交流人口を確保し、集落コミュニティの活性化を図る。 ・都市住民への“田舎暮らし”体験機会と集落内交流機会の確保 (年間) - → 2回 ・都市農村交流を通じた関係人口の創出 (延べ) - → 120人	集落機能強化 (人材の確保を含む)
	棚田を観光資源とした地域振興	令和6年度までに各種団体等と連携して、史跡・農業用施設等の見学ガイドを年間1回実施し延べ20人の参加者を確保し、集落に残る歴史的遺産の伝承と地域活性化を図る。 ・史跡・農業用施設等見学ガイドの実施 (年間) - → 1回 ・史跡・農業用施設等見学ガイドの参加者 (延べ) - → 20人	棚田の価値を活かした活動
	6次産業化の推進	令和6年度までに棚田米を原料とした加工品(米粉・味噌)の年間販売量を、50kg増加する。 ・棚田米を原料とした加工品の販売 (年間) 50kg → 100kg	棚田の価値を活かした活動